

各位

旭川信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」の新設および未利用口座の解約について

平素より、旭川信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間ご利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、最後のお預け入れまたは払い戻しから2年以上、一度もお取引をされていない口座を「未利用口座」としてお取り扱いさせていただくことといたしました。

「未利用口座」としてお取り扱いさせていただいた場合には、一定の条件のもと本口座をお取り扱いする費用として「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。また、口座の残高が本手数料以下となった場合には、口座残高全額をもって本手数料としてご負担いただいた上で、不正利用されることによる被害を防止するために、口座を解約させていただきます。長期間ご利用されていない普通預金口座がございましたら、ぜひご利用再開くださいますようお願い申し上げます。

なお、「未利用口座」のお取り扱いは、あくまでも2年以上の長期間にわたりご利用されていない普通預金口座を対象としたものであり、常日頃から入出金および口座振替等のお取引をされている口座が対象になることはございません。

## 記

対象となる口座 (未利用口座)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年4月1日以降、最後の預け入れまたは払い戻し（当該普通預金の利息入金および本手数料の引落しを除く）から2年以上、一度も預け入れまたは払戻しがない普通預金口座</li> <li>※ 普通預金口座は、決済用普通預金口座、総合口座を含みます。</li> <li>※ 盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。</li> </ul>
未利用口座に 該当しても 対象外となる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 残高が10,000円以上ある場合</li> <li>② 未利用口座の取引店と同一店舗で、定期性預金、国債、投資信託、生命保険、損害保険等の取引がある場合</li> <li>③ 未利用口座の取引店と同一店舗で、融資取引（カードローン契約含む）がある場合</li> <li>※ ①から③のうち、いずれか一つでも該当する場合は未利用口座の対象外となります。</li> </ul>
未利用口座 管理手数料 に係るご案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用口座の対象となった場合は、事前に文書にてお届けのご住所にご案内させていただきます。</li> <li>※ 「ご案内」が延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</li> <li>・未利用口座の対象となった後、一定期間（3ヶ月）お取引引きがない場合に、本手数料をご負担いただきます。</li> </ul>
未利用口座の 解約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用口座の残高が本手数料以下の場合、口座残高をもって未利用口座管理手数料としていただいたうえで、同口座を解約させていただきます。なお、解約させていただいた同口座の通帳およびキャッシュカードはご利用できません。</li> <li>・口座残高以上のご負担および解約後のお手続きはございません。</li> <li>・ご負担いただいた本手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用にはお応えいたしかねますので予めご了承ください。</li> </ul>
手数料金額	年間1,320円（消費税込）

以上